

名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業実施要綱（副食費）

（通則）

第 1 条 この要綱は、本市において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第 3 号ロに規定する食事の提供に要する費用に係る補足給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 この事業は、幼稚園を利用する認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等に対し、設置者に支払うべき食事の提供に要する費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な幼稚園の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 法第30条の 5 第 2 項に規定する施設等利用給付認定で、名古屋市が行うものをいう。
- (2) 認定保護者 認定を受けた保護者をいう。
- (3) 認定子ども 認定に係る小学校就学前子どもをいう。
- (4) 幼稚園 法第30条の11第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち愛知県内に設置される私立幼稚園をいう。（ただし、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。）
- (5) 設置者 幼稚園を設置する者をいう。

（対象者）

第 4 条 この事業の対象となる認定保護者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定保護者及び当該認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額で、認定子どもが法30条の11第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援を受けた年度のものをいう。）が77,101円未満である者
- (2) 令第13条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。）が認定保護者と同一の世帯に 3 人以上おり、そのうち最年長者及び 2 番目の年長者ではない認定子どもがいる者
- (3) 令第15条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

（補足給付費の対象費用及び額）

第 5 条 この事業により支給される給付費（以下「補足給付費」という。）は、法第 59条第 3 号ロに規定する食事（副食に限る。）に要する費用として対象者が設置者

に支払った費用（以下「実費徴収額」という。）とする。

2 補足給付費の額は、月額 4,900 円を超えることができない。

（補足給付費支給の申請）

第 6 条 補足給付費の支給を受けようとする対象者は、名古屋市実費徴収等に係る補足給付申請書（副食費）（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）を、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 補足給付費の支給を受けるにあたり市民税額等の確認を要する対象者は、前項に規定する申請書に市町村民税の納税通知書の写し又は課税（非課税）証明書を添付するものとする。ただし、市長が市民税額等を確認できる場合は、添付を省略することができる。

3 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する保護を受けている対象者は、第 1 項に規定する申請書に社会福祉事務所の長の証明書を添付するものとする。

4 市長は、対象者に対し、対象者の資格を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

5 第 1 項の規定に基づき申請書を提出した対象者は、申請内容に変更があったときは、速やかに変更後の申請書を市長に提出するものとする。

6 対象者は、前 5 項に規定する書類を市長に提出するときは、設置者を經由して提出するものとする。

（申請結果の通知）

第 7 条 市長は、前条各号の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給又は不支給の決定を行い、名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業（副食費）支給・不支給決定通知書（第 2 号様式）により設置者を經由して、申請した対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 設置者は、前条の規定により支給決定を受けた対象者（以下「支給決定対象者」という。）の当年度における実費徴収額が確定したときは、名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業実績報告書（副食費）（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、市長は必要に応じて設置者が実費徴収額を正しく請求・領収したことを証明する関係書類の提出を求めることができる。

（支給額の決定）

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、支給額の決定を行うものとする。

（補足給付費の支給）

第 10 条 市長は、補足給付費を支給決定対象者に対し、口座振替により支給するものとする。

2 市長は、支給決定対象者から、請求及び領収を設置者に委任する旨の同意書（第 4 号様式）の提出がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該設置者に対し、補

足給付費を支給することができる。

（補足給付費の請求等）

第11条 支給決定対象者は、名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業請求書（副食費）（第5号様式）を、設置者を通じて、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。なお、前条第2項の規定により設置者に対し補足給付費を支給する場合は、当該設置者は、名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業請求書（副食費）（第6号様式）を、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（補足給付費の支給対象期間）

第12条 支給決定対象者が補足給付費の支給を受けることのできる期間は、市長が第6条の規定により申請書を受理した日が属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中で支給決定対象者となった場合及び支給決定対象者でなくなった場合は、当該期間のうち幼稚園に在籍する期間を支給対象期間とする。

（補足給付費の返還）

第13条 市長は、設置者及び支給決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに支給した全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に反したとき
- （2） 不正な手段により給付を受けたとき

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業実施要綱（副食費）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市実費徴収等に係る補足給付事業実施要綱（副食費）（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている請求書及び明細書は、名古屋市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（副食費）（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。